

松島中学校 P T A 会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、松島中学校 P T A と称し、事務局を松島中学校内におく。

(目的)

第2条 本会は家庭、学校及び地域社会が一体となって、松島中学校生徒の健全育成を図るとともに、会員の教養を高め、家庭・学校・地域社会の教育力の向上に努めることを目的とする。

(方針と事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、よい教育環境をめざして、会員相互の教養の向上と家庭生活の改善を図り、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の教養の向上、研修に関する事。
- (2) 生徒の健全育成・福利厚生に関する事。
- (3) 生徒の健全育成に関する事。学校・生徒の教育環境向上に関する事。
- (4) 生徒の教育環境向上に関する事。学校教育の向上・振興に関する事。
- (5) 他団体との連絡協調に関する事。
- (6) その他、会の発展に寄与すると認められた事。

第2章 組織

(会員)

第4条 本会は松島中学校に在籍する生徒の保護者、またはこれに代わる者及び松島中学校の教職員をもって組織する。

(会費)

第5条 本会の会員は、会費を納めるものとする。会費は年額 ~~3,500円~~ とする。
、総会によって決定する。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会長 (1名) 副会長 (2名) ~~3名~~ : 上天 P 担当 1名、郡市 P 担当 1名、県 P 担当 1名) 家庭教育部長 (1名) 書記 (2名) 顧問 (1名) 会計 (P 1名、T 1名) 会計監査委員 (1名) 学校代表 (教頭) 各学年委員長 (各 1名) 各常任委員長 : 地区委員長・厚生美化委員長・体育委員長 (各 1名)

2 本会の役員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。なお任期が過ぎても後任者が決定されるまでは、その職にあるものとする。役員の任期が終了しない間に欠員が生じた場合には、本部役員会・運営委員会にて選出補充し、文章にして会員に知らせ、承認を得る。ただし、その任期は、前任者の残存期間とする。

3 役員の選出は、推薦委員会において会員の中から候補者を選考し、運営委員会 (第 10 条で規定) の同意を得てこれを決定する。ただし、会長候補については、

推薦された副会長候補の中から同意を得て決定する。副会長の各担当については、決定後 3 名の副会長の協議による。なお、各学年委員長、地区委員長・厚生美化委員長・体育委員長については、所属委員の互選（会則第 11 条）とする。

4 推薦委員会は、~~会長、副会長、家庭教育部長、地区委員で組織し、互選により~~ 推薦委員長を選出する。

推薦委員会は、~~各学級の学年委員と地区委員及び学校代表 1 名（教頭）~~により構成し、正副委員長をおく。正副委員長は、委員の互選による。

5 本会に顧問をおく。顧問は校長とする。

5-6 役員の職務は次のとする。

(1) 会長は会を代表し、一切の会務を~~処理する~~総括するとともに、必要に応じて本部役員委員会、運営委員会を招集する。

(2) 副会長は会長を補佐し~~担当する業務を遂行する~~とともに、会長不在のときは職務を代行する。

(3) 家庭教育部長は、会長・副会長とともに県 P 連・市 P 連と連携し、会員の資質の向上並びに教育講演会、家庭教育学級等の研修の充実に努める。

(4) 書記は総会及びその他の会議の記録を作成し、また会長より委嘱された会務を処理する。

(5) 会計は、本会の活動に係る経費の運用計画をたて、~~執行する~~会の収入支出を記録し、証拠書類を保管し、会計簿を備え要求に応じ会員の閲覧に供し、年次総会において決算報告する。

(6) 会計監査委員は、会の会計を~~学期ごとに~~年度末に監査し、結果を P T A 総会にて報告する。

(7) 各委員長は、第 11 条に定める取組を推進するため、会員及び所属委員の意図を尊重し、会の運営、連絡調整を図る。

(常任委員)

第 7 条 本会に地区委員、厚生美化委員、体育委員の 3 つの常任委員会と学級委員を置く。

2 常任委員は各地区から選出する。学級委員は、学級より選出する。

第 3 章 会議

(総会)

第 8 条 総会は本会の最高議決機関であり、~~会長が招集し、出席会員の中から議長を選んで~~以下のことを行う。

(1) 活動報告・活動計画の検討と承認。

(2) 予算・決算の審議と承認。

(3) 役員の報告と承認。

(4) 会則の改正。

(5) その他の重要事項の審議。

- 2 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年度始に開催する。年度始の総会では、前年度の活動と決算の報告承認・新年度の事業計画および予算の審議と承認、会則の改正等をおこなう。臨時総会は、会長、役員会、各委員会、または会員の十分の一以上の要求によって開くことができる。
- 3 総会の定足数は、全会員の2分の1以上（委任状を含む）とし、議事は出席者の過半数の賛成で決定する。ただし定足数には委任状も認める。会則改廃は、出席者の3分の2以上の承認によるものとする。

4 総会の議事進行は、出席会員の中から選ばれた議長が務める。

（本部役員会）

第9条 本会に本部役員会を置く。本部役員会は、会長・副会長・家庭教育部長・書記・会計並びに学校代表（教頭）及び顧問（校長）で構成し、PTA活動の企画の任にあたる。する。本部役員会は、会長の招集で開催し、必要に応じて校長を出席させることができる。

（運営委員会）

第10条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、その構成委員は会長・副会長・家庭教育部長・書記・会計、と校長、および常任委員長、学年委員長並びに学校代表（教頭）及び顧問（校長）とし、会長の招集司会で以下の任務を行う。会務に留意しPTA活動の運営にあたる。

- （1） 総会で決定された事項を実行する。
- （2） 緊急事項はその都度審議処理して、事後の総会に報告し、承認を得るものとする。
- （3） 活動計画・予算案などを検討して総会に提出する。

2 運営委員会は会長が必要と認めたとき、又は運営委員会の3分の1以上から請求があった場合に開催する。

2-3 運営委員会は次期役員成立までその任務を続ける。

3-4 運営委員会は次年度当初における常任委員会の成立を助ける。

（常任委員会及び学級委員会）

第11条 本会目的達成のため、次の常任委員会及び学級委員会を置く、各委員会の取組を行う。常任委員会の定数については、別に細則を定める。

（1） 地区委員会

- イ 生徒の生活・交通等の指導と非行化防止の活動を進める。
- ロ 各地区の長としての役割を持つ。
- ハ 生徒の校外生活の向上を図る。

（2） 厚生美化委員会

- イ 健康問題（食事・保健衛生・体育など）や美化・学校給食問題の学習を進めるとともに、改善の努力をする。
- ロ 教育講演会、研修旅行、家庭教育学級等の研修を役員との協力のもとに行

う。

ハ 学校の美化及び学校の環境対策について必要な事業を行う。

ニ リサイクル運動などボランティア活動を行う。

(3) 体育委員会

イ 体育的行事の運営について必要な事業を行う。

(4) 学級委員会

イ 生徒の学習や生活などについて学級懇談会等で話し合い、学び合ってその解決と向上を図る。

ロ 会員の教養文化活動面を担当し、学年 P T A、学級 P T A 等必要な事業を企画運営する。

2 各委員会に正副委員長を置く。正副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は当該委員会の目的達成のため、委員会を招集し、議決事項を会長に報告する。

4 各学年に学年委員長を置く。学年委員長は学級委員の互選により決定する。

(1) 地区委員会

イ 生徒の生活・交通等の指導と非行化防止の活動を進める。

ロ 各地区の長としての役割を持つ。

ハ 生徒の校外生活の向上を図る。

(2) 厚生美化委員会

イ 健康問題（食事・保健衛生・体育など）や美化・学校給食問題の学習を進めるとともに、改善の努力をする。

ロ 教育講演会、研修旅行、家庭教育学級等の研修を役員との協力のもとに行う。

ハ 学校の美化及び学校の環境対策について必要な事業を行う。

ニ リサイクル運動などボランティア活動を行う。

(3) 体育委員会

イ 体育的行事の運営について必要な事業を行う。

(4) 学級委員会

イ 生徒の学習や生活などについて話し合い、学び合ってその解決と向上を図る。

ロ 会員の教養文化活動面を担当し、学年 P T A、学級 P T A 等必要な事業を企画運営する。

第4章 会計及び会計監査

(会計)

第12条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入によって支弁される。

2 本会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

- 3 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 4 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

~~第13条 監査委員は、第6条6（6）に定めるほか、必要に応じて随時監査を行うことができる。本会の経費を監査するために、会計監査委員1名をおく。~~

~~2 会計監査委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。~~

~~3 会計監査委員は、役員会の同意を得て会長が委嘱し、総会の承認を得る。~~

~~4 2 欠員が生じた場合は、すみやかに代理を選出する。~~

(改正)

~~第14条 この会則は、総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することはできない。~~

(その他規程)

~~第14条 慶弔規程及び旅費規定等必要な規定については、総会での承認を経て別に定める。~~

(細則)

~~第15条 本会の運営に関し必要な細則は、この会則に違反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。~~

- 2 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

(補則)

この会則は、平成26年4月1日より施行する。

附則

- 1 平成26年度の役員について、副会長は3名置く。
- 2 平成27年4月1日一部改正。
- 3 平成31年（2019年）4月25日一部改正。
- 4 令和6年4月13日一部改正。
- 5 令和7年 月 日改正し、同日施行する。